

# 速報 れんごう札幌

連合北海道札幌地区連合会

2016年9月30日発 第76号発行責任者 吉田賢一 TEL011-210-0505 Fax011-210-0606

## 明日から10月1日 最低賃金 786円

### 単独生計維持には不十分 不断の地域運動必要！

10月1日から最低賃金が786円となります。昨年から22円引き上がりましたが未だ単独生計維持は困難な金額です。法定労働時間限度まで働いても年収163万円強です。労働者の生活実態を直視した真摯な議論が必要です。9月30日札幌地区連合会は連合北海道と共に札幌駅西口紀伊国屋書店前で周知街宣を行い、今後の引き上げの取り組み強化等を訴えました。また、10月3日・4日には「最賃何でも相談ダイヤル」を実施し市民や労働者からの相談に応えます。今日も午前中に交わした半年間の雇用契約書の時間給764円であったとの相談が寄せられています。あらゆる地域運動に取り組み政策行動と連動した不断の取り組みを推進しましょう！



## 一〇月五日 労働法制改悪STOP!

### 有期契約労働者（パート・契約社員等）の雇止め濫用への抗し方を学ぼう！

今安倍政権は「働き方改革」と称し労働法制改悪の議論を進めています。相変わらず密室の専門会議等で進められています。臨時国会では「脱時間給法案」と「裁量労働制の対象業種拡大」の労基法改悪案が審議される予定です。また「解雇の金銭解決」法案も提案のタイミングを伺っています。こられの動きと相俟って職場では労働契約法第18条（5年ルール）の適用を回避するための雇止め問題が労働問題として持ちあがっています。さっぽろ労働相談センターにも今年4月頃より同種の相談が寄せられています。雇止めを通告された労働者にとってはどうして良いかわからないというのが実状です。札幌地区連合会では日本労働弁護団北海道ブロック等と協働でこれらの動きに備えるための市民集会を開催します。職場同僚・知友人を伴い参加しましょう！集会詳細は右のとおりです。

### ～労働法制改悪を許さない市民集会～ 今こそ考えよう！有期労働のこれから！

開催日時 10月5日（水）18時30分～  
会場 北海道自治労会館 3階中ホール  
主催 日本労働弁護団北海道ブロック  
共催 連合北海道札幌地区連合会  
札幌地区労働組合総連合  
内容【第1部 講演】  
「雇止法理などに関する諸問題」  
講演者 弁護士 平澤 卓人氏  
【第2部 パネルディスカッション】  
コーディネーター  
北海道学園大学教授 川村 雅則氏  
パネリスト 弁護士 平澤 卓人氏 他  
参加費 無料（参加受付のみお願いします）